

○愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成30年3月8日

告示第21号

愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成17年愛西市告示第159号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用について、愛西市補助金等交付規則（平成17年愛西市規則第29号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（1） 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものとする。

ア 愛西市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

（2） 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛西市が実施する無料耐震診断

イ （財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

（3） 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」  
の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等(別表第1に定めるものに限る。)を含む改修工事をいう。

(補助の対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、旧基準木造住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に違反していることが明らかなものを除く。)とする。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者で、次の各号を満たす者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者又はその2親等以内の親族である者であること。

(2) 補助対象建築物に居住している者であること。

(3) その他市長が必要と認める者であること。

(補助の対象工事)

第5条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。

(1) 第2条第2号ア又はイに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、次項に定める判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、1.0未満の階別方向別上部構造評点を、旧判定値又は判定値(耐震改修工事前)に0.3を加算した数値以上とする工事に限る。

(2) 第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、次項に定める判定値を1.

0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、第1号ただし書に相当する工事に限る。

2 前項各号の補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものととする。

(1) 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

(2) (財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(補助金の額)

第6条 この告示による1戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり）の補助金額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、耐震改修工事に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号アに該当する建築物については省略することができる。）

(2) 耐震改修工事計画書

ア 案内図、平面図

イ 耐震改修計画図、その他改修方法を示す書類

ウ 耐震改修工事計画の総合評価又は構造評点を示す書類（建築士の記名、押印のあるものに限る。）

(3) 耐震改修工事費見積書（耐震補強工事、改修設計、附帯工事の部分を分けたもので建築士又は施工業者の記名、押印のあるものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(耐震改修工事の着手)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、速やかに耐震改修工事に着手し、着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更及び通知)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書(様式第4号)に、第7条第2号及び第3号に掲げる書類のうち、計画変更に係るものを添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 耐震改修工事施工箇所及び施工方法の変更(軽微なものは除く。)

(2) 補助金の額の変更が生じる、耐震改修工事内容の変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、耐震改修工事を廃止又は中止しようとするときは、第12条に定める完了実績報告書を提出するまでに、民間木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第12条 申請者は、対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 工事施工者及び設計者が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) 耐震改修工事の実施状況を示す写真（工事前、工事中及び工事後のもの）
- (4) 耐震改修工事の実施内容を示す平面図その他の書類
- (5) 耐震改修工事完了後の総合評価又は構造評点を示す書類（建築士の記名、押印のあるものに限る。）
- (6) その他、市長が必要と認める書類  
（補助金の確定）

第13条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（様式第8号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定による通知を受けた後、速やかに民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の

全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第130号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力(Qr)を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去

			工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（P）の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む）		・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（D）の評価を向上させることを目的とした工事			・木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	愛西市民間木造住宅耐震改修費助成金交付要綱第5条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額 （1） 100万円。ただし、改修工事費

	<p>(耐震補強工事費、附帯工事費)の8割を限度とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
補助金の交付金額	助成額から(2)の額を差し引いた額